

診療録管理委員会規定

《目的》

第1条 診療録および図書管理の円滑かつ効率的な運営を図るため委員会を設置する。

《組織》

- 第2条 (1) 委員会は各部門、各科（課）の職員より組織する。
- (2) 委員長、副委員長、委員は病院長が任命する。
- (3) 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の意見を求めることができる。

《運営》

- 第3条 (1) 委員会の運営は、委員長が行い会務を統轄する。
- (2) 委員長不在のときは、副委員長がその任にあたる。
- (3) 委員長および委員の任期は1年（7月1日～翌年6月30日）とするも、再任は妨げない。

《開催》

第4条 委員会は月1回定期的に開催する。また必要に応じて臨時開催する。

《業務》

- 第5条 委員会の業務は次の通りとする。
- ① 診療録および図書管理のための業務分析および作業手順等の見直し。
(診療録および図書の保管管理、様式、記載方法、利用、統計、その他)
 - ② 診療録および図書管理運営に関すること。(コード管理、保管年数等)
 - ③ 診療録および図書管理全般の将来計画。

《報告》

第6条 委員長は会議の結果を病院長に報告する。また委員は各所属において報告する。
欠席委員には事務局が文書で報告する。

《事務局》

第6条 委員会の事務局を医療情報課診療支援係に置く。事務局は、委員会開催の日時、議題の案内、議事録の作成・資料文書の保管等に関する事務を行う。

附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

平成19年4月1日 改定

2015年4月1日 改正